

# 鎌倉市防災会議条例

昭和38年7月1日

条例第29号

最新改正 平成24年12月28日条例36

鎌倉市防災会議条例をここに公布する。

鎌倉市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、鎌倉市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鎌倉市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(組織等)

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員40名以内をもって組織する。

- 2 会長は市長、副会長は副市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 神奈川県知事の部内の職員
  - (3) 神奈川県警察の警察官
  - (4) 市長の部内の職員
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (8) 自主防災組織（法第5条第2項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験を有する者
  - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県 of 職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和43年6月8日条例4)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年12月26日条例29)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月2日条例18)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年2月15日条例26)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年12月28日条例36)

この条例は、公布の日から施行する。